

議案第 10 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 15 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(公益的法人等への木古内町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への木古内町職員の派遣等に関する条例(平成18年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料及びこれに対する勤務地手当の合計額」を「の期間、その発令の日に受ける給料の額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
第9条第2号中「(昭和59年条例第14号)」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
第16条の表第3条第3項の項を削り、同表第4条第2項及び第5項の項中「算出率」を「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)」に改め、同表第10条第2項第2号の項中「第10条第2項第2号」を「第9条の3第2項第2号」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条の表第9条の3第2項第2号の項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第18条の4の項を次のように改める。

第 1 8 条 の 4	第 4 条第 2 項及 び第 4 項から第 9 項まで、第 8 条から第 9 条の 2 まで並びに第 1 6 条の 5	第 8 条から第 9 条の 2 まで及び第 1 6 条の 5
	定年前再任用 短時間勤務職 員	短時間勤務職員

第 2 1 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の 1 項を加える

- 3 育児短時間勤務職員及び育児休業法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第 3 9 条の規定の適用については、同条中「) とする」とあるのは、「) に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、次条第 1 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年条例第 1 7 号。以下「勤務時間条例」という。)第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 9 条の 3 第 1 項第 2 号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号において」を加え、「相当する額(以下)の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第 2 号中「短時間勤務職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第3項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の4第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第2項及び第4項から第9項まで、第8条」に、「第16条の5」を「並びに第16条の5」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7条を加える。

第39条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第41条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第40条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び会計年度任用職員
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第〇号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第14号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。)

第41条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この条及び附則第43条において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、

特定日に附則第39条の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この条において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第39条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第42条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第43条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第39条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第41条に規定する職員を除く。)であつて、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第44条 附則第41条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第39条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第45条 附則第39条から前条までに定めるもののほか、附則第39条の規定による給料月額、附則第41条の規定による給料その他附則第39条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第46条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)附則第3項の規定により読み替えられた附則第39条の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2イ 医療職給料表(二)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第2ロ 医療職給料表(三)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第15条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)附則第39条の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当

該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
(職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 職員の再任用に関する条例(平成18年条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
- (5) 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)をいう。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる

基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第9条の3第2項及び第12条第3項の規定を適用する。
 - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。
 - 6 新給与条例第16条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
 - 7 職員の給与に関する条例第4条第2項及び第5項から第9項まで、第8条から第9条の2まで並びに第16条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
 - 8 新給与条例附則第39条から第46条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
 - 9 附則第2項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
 - 10 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - (1) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第3項
 - (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 附則第2項(前項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた附則第1項(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の2及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。